

仕 様 書

1 件 名 令和8年度立木売払いその2

2 売買物件の所在地及び数量等

所在地 (※1)	面積	数量等 (※2)	立木調査 の方法	主要樹種 (※4)
盛岡市藪川字外山 39-4 大林山市有林	1.78ha	立木材積 686.130 m ³	毎木 (※3)	カラマツ

※1 当該物件は森林経営計画に含まれている。

※2 数量の詳細は別紙「数量集計表」及び「立木明細書」のとおり。

※3 数量は令和元年度の毎木調査の成果であるため、実際の数量とは異なる場合がある。

※4 売買物件にはその根株は含まないものとする。

3 売払い条件

- (1) 売買代金の納入は、納入通知書の発行日の翌日から起算して30日以内とする。
- (2) 売買物件の搬出期限は、契約締結の日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。
- (3) 搬出未済物件は、市が除去を要求するものを除き、搬出終了の確認後にすべて市に帰属するものとする。
- (4) 作業開始前に現場責任者届、着手届及び工程表を市に提出すること。
- (5) 立木の伐採、搬出及び安全対策に係る費用は買受人の負担とする。
- (6) 立木の伐採、搬出にあたっては、別添「市有林の伐採・搬出にあたっての留意事項」及び別紙「関係法令等に係る特記事項」を順守すること。
- (7) 立木の伐採、搬出時に、市の財産及び第三者に損害を与えた場合には、買受人の責任と費用負担において対応すること。

4 物件の引渡し等

- (1) 売買物件の引渡しは、売買代金及び違約金（違約金を支払う必要がある場合に限る。）を完納した日から15日以内とする。
- (2) 売買物件の引渡し時に、当該物件に係る森林経営計画認定書の写しを提供する。
- (3) 売買物件の引渡し後、売買物件の種類、数量及び形質等に関して一切異議を申し述べることができない。
- (4) 売買物件を引渡ししてから搬出終了までの期間内に、天災その他の不可抗力により林内で売買物件に損害が生じて、市は補償を行わないものとする。